

**提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類がそろっているか確認してください。**

東京都正規雇用転換安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(① 交付申請時)

事業主名	
提出代行者名	

No.	名称	注意事項	提出
<b>Jグランツのフォームへの入力</b>			
1	事業実施計画書兼交付申請書	○事業主の所在地は <b>GbizIDと全く同じ表記(丁目、番、号、建物名)</b> で入力してください	<input type="checkbox"/>
		○ <b>助成金交付申請額が正しい金額</b> であること確認してください	<input type="checkbox"/>
		○転換日から対象労働者の姓が変更になった場合 変更が分かる証明書を提出してください ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写しなど ○正社員化コースの支給申請額と支給決定額が異なる場合 申立書(参考様式1) 提出してください ○雇用保険適用事業所番号が、移転等によりキャリアアップ助成金支給決定通知書から変更されている場合 変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届の写しを提出してください	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	※必要な項目に☑チェックがなければ不可となります	<input type="checkbox"/>
3	振込先情報	○申請の都度入力してください	<input type="checkbox"/>
<b>Jグランツに添付する書類(PDFにて添付)</b>			
4	キャリアアップ助成金(正社員化コース)支給申請書の写し ①キャリアアップ助成金支給申請書(様式第3号)	①ハローワークの受理印があるものを提出してください	<input type="checkbox"/>
	②1-1正社員化コース内訳(別添様式1-1)	②「支給申請合計額」が裏面にある場合は全てのページの写しを提出してください	<input type="checkbox"/>
	③1-2正社員化コース対象労働者詳細(別添様式1-2)	③「本人確認欄」が裏面にある場合は全てのページの写しを提出してください	<input type="checkbox"/>
5	支給決定通知書の写し(上記4に対応したもの)	○白黒の写しをご提出ください	<input type="checkbox"/>
6	納税証明書(原本) 法人:法人都民税(都税事務所発行) 法人事業税(都税事務所発行) 個人:個人都民税(区市町村発行) ・代表者が都内在住:居住地の納税証明書 ・代表者が都外在住:事業地(都内)の納税証明書 個人事業税(都税事務所発行)	○申請日時時点で、納期が確定した直近のもの なお、同一年度に再度申請する場合も、毎回原本を提出してください ○非課税の場合 課税されていないことが分かるものを提出してください ・非課税証明書又は課税証明書(課税額が0のもの) ・個人事業税の場合は「確定申告書(第一表)(受理印のあるもの)」の写し ○起業後初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日が分かるもの 法人は「法人設立届」の写し、個人は「開業届」の写し	<input type="checkbox"/>
7	会社概要が分かるもの		
	【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	○発行日から3か月以内のもの(申請日時時点で登記されているもの) なお、同一年度に再度申請する場合も、毎回原本を提出してください ○本店所在地(登記上)とキャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、本店と雇用保険適用事業所の関係を確認するための書類(賃貸借契約書、法人設立届、営業許可書等)の提出が必要です	<input type="checkbox"/>
	【個人の場合】 雇用保険適用事業所設置届事業主控	○申請日時時点で届出しているものを提出してください ○居住地(住民票)とキャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、居住地と雇用保険適用事業所の関係を確認するための書類(賃貸借契約書、営業許可書等)の提出が必要です	<input type="checkbox"/>
8	振込先の口座が確認できる書類	○申請の都度提出が必要です ○通帳(見開きページ、P2～3辺り)又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ又はアルファベット)が記載されているものの写し(ネットバンキングの場合、お客様情報の写し)	<input type="checkbox"/>
<b>【退職金制度整備加算、結婚・育児支援制度加算又は介護支援制度整備加算(以下「制度整備加算」という。)を整備する場合】</b>			
9	就業規則その他規程の写し	○ <b>最新の就業規則等を全文</b> 提出してください ○就業規則のほかに別途規程がある場合は提出してください ○ <b>労働基準監督署の受付印</b> がないものは受理できません ○労働基準監督署の受付日と施行日が交付申請日前の日付であること ○10名未満の事業所でも提出する必要があります	<input type="checkbox"/>
<b>【代理申請する場合のみ】</b>			
10	同意書	○提出は任意です。 ○同意書の提出がない場合は、東京都が代理申請者に本申請の内容に関して問い合わせることや代理申請者からの問い合わせにお答えすることはできません。	<input type="checkbox"/>